

令和元年度

西宮市財政健全化等審査意見書

西宮市監査委員

西宮市長 石 井 登志郎 様

西宮市監査委員	石 原 俊 彦
同	佐 竹 令 次
同	板 戸 史 朗
同	大川原 成 彦

西宮市財政健全化等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率（食肉センター特別会計）について、西宮市監査基準に準拠して審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和元年度西宮市財政健全化等審査意見

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、市長から提出された、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率（地方公営企業法非適用会計）並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象としました。

第2 審査の期間

令和2年7月22日から同年8月11日まで

第3 審査の方法

この財政健全化等審査は、市長から提出された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査にあたっては、疑問の点について質問事項をあらかじめ提示し、書面回答を得たうえ、質問会などで関係部局による説明を聴取し、質疑応答を行い、審査を実施しました。

なお、佐竹令次監査委員は、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計の審査について、地方自治法第199条の2の規定により除斥となりました。

第4 審査の結果

審査に付された下記、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	3.3	25.0	35.0
将来負担比率	6.3	350.0	—

注1 実質赤字比率では実質赤字額が、連結実質赤字比率では連結実質赤字額が、それぞれ生じていない場合は「—」で表示している。

2 将来負担比率は、財政再生基準の対象とされていないため「—」で表示している。

資金不足比率（地方公営企業法非適用会計）

(単位：%)

区 分	令和元年度	経営健全化基準
食肉センター特別会計	—	20.0

注 資金不足額が生じていない場合は「—」で表示している。

(参考) 資金不足比率（地方公営企業法適用会計）

(単位：%)

区 分	令和元年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	1.3	20.0

注 資金不足額が生じていない場合は「—」で表示している。

意見

令和元年度決算においては、実質赤字額、連結実質赤字額とも生じていないことから、**実質赤字比率、連結実質赤字比率**は算定されていません。一般会計等の実質黒字額は6億1,717万円で、前年度に比べ1億620万円減少しています。一般会計等に含まれない特別会計（公営企業会計を除く。）の実質黒字額では、介護保険特別会計で1億1,727万円減となるなど、1,134万円減少しています。公営企業会計では、病院事業会計を除く4会計で実質黒字額が12億7,046万円増加し、病院事業会計では資金不足額が1億1,302万円減少しています。連結実質赤字比率の対象となる会計全体では、実質黒字額は116億180万円で、前年度に比べ12億6,593万円増加しています。

実質公債費比率は3.3%で、前年度に比べ0.4ポイント上昇しています。この比率は3か年の平均数値ですが、令和元年度単年度の比率は4.5%で、前年度と比較して1.4ポイント上昇しています。地方債の元利償還金が増加しましたが、これは教育債の償還が始まったことや、臨時財政対策債の償還額の増などによるものです。準元利償還金は、公営企業債の元利償還金に対する下水道事業への繰出金の減などにより減少しました。また、特定財源は都市計画事業公債費の減などにより減少し、基準財政需要額算入額についても、その対象となる地方債の元利償還金の減により減少しました。

将来負担比率は6.3%で、前年度に比べ2.3ポイント低下しています。市債の償還額が新規発行額を上回ったことにより地方債現在高は減少し、公営企業債等繰入見込額や債務負担行為に基づく支出予定額も減少しています。

将来負担額は減少傾向にありますが、地方債残高については、今後、公共施設の老朽化対策等の投資的経費の増大などによって多額の市債発行が見込まれます。今後とも、将来負担の軽減に留意し、健全な財政運営の確保に努めてください。

資金不足比率については、病院事業会計で1.3%となっており、前年度に比べ2.5ポイント改善し、経営健全化基準の20.0%を下回っています。また、資金不足比率の算定方法により算出された当年度末の資金不足額も6,169万円で、平成30年度末の1億7,472万円と比較すると1億1,302万円減少していますが、これらは資金不足解消を目的とした一般会計からの補助金を7億円受けたことによるものです。

これまで資金不足解消のため、平成20年度から平成22年度に一般会計から借り入れた16億4,100万円の長期借入金により平成22年度と平成23年度は資金剰余となっていました。平成24年度以降再び資金不足が生じたことから、平成26年度に一般会計から5億円の長期借入れを行い、資金不足額は平成26年度末には2,042万円に改善していました。しかしながら、平成27年度以降も資金不足額が拡大したことから、平成28年度に一般会計から5億円の長期借入れを行い、平成30年度に一般会計から6億円の補助金を受けました。

なお、上記の長期借入金26億4,100万円の元金償還が令和5年度から順次始まり、元金償還額が固定負債から流動負債に振り替わることによって、令和4年度以降、資金不足比率の悪化と資金流出による経営への圧迫が懸念されます。

今後とも経営改革プランで示された取組内容を着実に推進し、資金不足の解消に向けた早急な経営基盤の確立に努めてください。

審 查 資 料

1 健全化判断比率等の対象となる会計等

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等の範囲は、次のとおりです。

西 宮 市	一 般 会 計		一 般 会 計 等	実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
	特 別 会 計	中小企業勤労者福祉共済事業特別会計					
		公共用地買収事業特別会計					
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計					
		国民健康保険特別会計					
		農業共済事業特別会計					
		介護保険特別会計					
	公 営 企 業 会 計	後期高齢者医療事業特別会計	公 営 事 業 会 計	資 金 不 足 比 率			
		水道事業会計					
		工業用水道事業会計					
		下水道事業会計					
		病院事業会計					
		食肉センター特別会計					
	一 部 事 務 組 合	阪神水道企業団					
		丹波少年自然の家					
後期高齢者医療広域連合							
公 社	土地開発公社						
そ の 他 市 が 損 失 補 償 し て い る 団 体 等	兵庫県信用保証協会						
	阪神福祉事業団						
	西宮市住宅整備資金等融資						

注 資金不足比率は各会計ごとに算定される。

2 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率

(単位：%)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11.25	20.00

注 実質赤字額が生じていない場合は「—」で表示している。

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

実質赤字比率の算定式は、次のとおりです。

$$\text{実質赤字比率 (—)} = \frac{\text{一般会計等実質赤字額 (—)}}{\text{標準財政規模 96,281,582 千円}}$$

一般会計等の実質収支額は、6億1,717万円の黒字となっており、実質赤字額は発生していません。

一般会計等の実質収支額の算定は、次のとおりです。

(単位：千円)

会 計	平成29年度	平成30年度 (A)	令和元年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)
一般会計	2,435,283	712,060	597,935	△114,125
中小企業勤労者福祉共済事業 特別会計	11,126	10,866	14,711	3,845
公共用地買収事業特別会計	775	455	4,529	4,074
母子父子寡婦福祉資金貸付 事業特別会計	0	0	0	0
計	2,447,184	723,381	617,175	△106,206

注 この算定に用いる実質収支額は、事業繰越などの取扱いにより、各会計の実質収支額と異なる場合がある。

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、その算定は、次のとおりです。

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度 (A)	令和元年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)
標準税収入額等	87,908,244	88,987,183	89,787,485	800,302
普通交付税決定額	4,083,881	3,268,177	2,925,868	△342,309
臨時財政対策債発行可能額	5,149,422	4,783,024	3,568,229	△1,214,795
計	97,141,547	97,038,384	96,281,582	△756,802

本市においては、平成29年度決算、平成30年度決算及び令和元年度決算ともに実質赤字額は生じていないことから、実質赤字比率は「－」で表示しています。なお、他市のデータが入手可能な平成30年度決算では、すべての中核市(平成31年3月31日現在。以下同じ。)において、実質赤字額は発生していません。

(2) 連結実質赤字比率

(単位：%)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	早期健全 化基準	財政再生 基準
連結実質赤字比率	－	－	－	16.25	30.00

注 連結実質赤字額が生じていない場合は「－」で表示している。

連結実質赤字比率とは、一般会計のほか、特別会計(公営企業会計を含む。)を含めた全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりです。

$$\text{連結実質赤字比率 (一)} = \frac{\text{連結実質赤字額 (一)}}{\text{標準財政規模 96,281,582 千円}}$$

連結実質収支額は116億180万円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していません。

連結実質収支額の算定は、次のとおりです。

(単位：千円)

会 計		実質黒字額又は資金剰余額				
		平成29年度	平成30年度 (A)	令和元年度 (B)	対前年度増 減額(B-A)	
一般会計等		2,447,184	723,381	617,175	△106,206	
一般会計等以外の 特別会計のうち公 営企業に係る特別 会計以外の会計	国民健康保険	1,235,610	234,674	328,953	94,279	
	農業共済事業	192	41	12,333	12,292	
	介護保険	387,450	869,160	751,882	△117,278	
	後期高齢者医療事業	233,849	248,154	247,512	△642	
公 営 企 業 会 計	法 適 用 企 業	水道事業	3,280,497	4,071,991	4,520,706	448,715
		工業用水道事業	2,718,750	2,817,973	2,945,599	127,626
		下水道事業	1,403,120	1,540,270	2,239,337	699,067
	病院事業	△379,403	△174,720	△61,695	113,025	
	法 非 適 用 企 業	食肉センター特別会計	4,951	4,946	0	△4,946
計		11,332,200	10,335,870	11,601,802	1,265,932	

注 病院事業会計の資金不足額は、負数(△)で表示している。

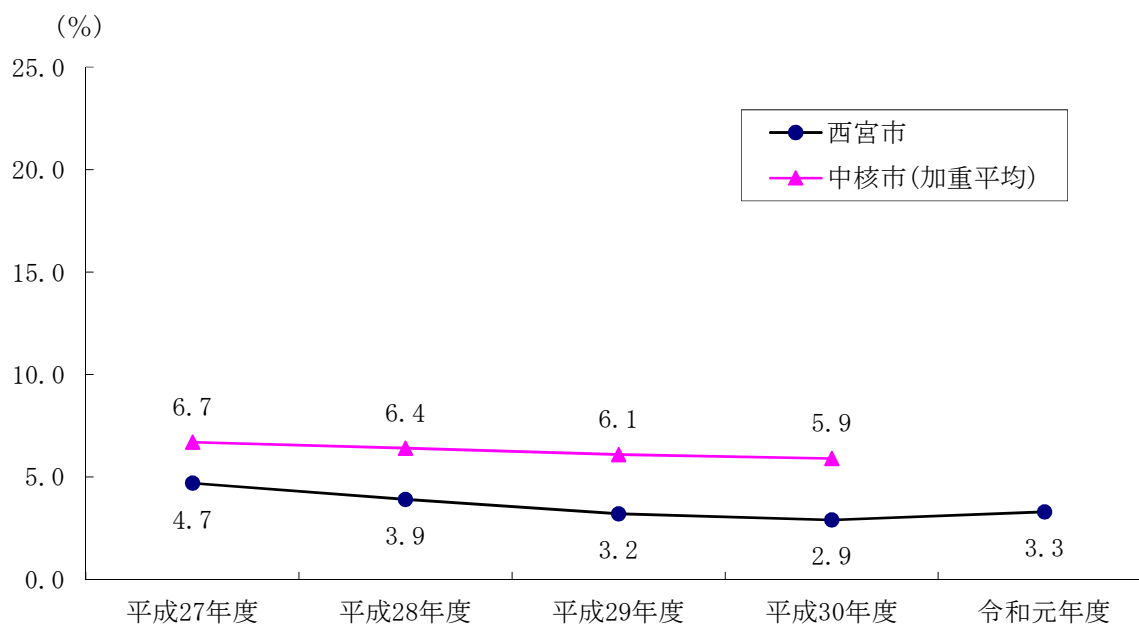
本市においては、平成29年度決算、平成30年度決算及び令和元年度決算ともに病院事業会計で資金不足額が生じましたが、他の会計の実質黒字額・資金剰余額が大きいため連結実質赤字額は生じていないことから、連結実質赤字比率は「－」で表示しています。なお、平成30年度決算では、すべての中核市において、連結実質赤字額は発生していません。

(3) 実質公債費比率（3か年平均）

(単位：%)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	3.2	2.9	3.3	25.0	35.0

実質公債費比率（3か年平均）



実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。

単年度では、平成29年度2.4%、平成30年度3.1%、令和元年度4.5%となっています。3か年の実質公債費比率を平均した結果3.3%となり、早期健全化基準(25.0%)を下回っています。

令和元年度の実質公債費比率（単年度）の算定式は、次のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率 } 4.5\% &= \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \\ &= \frac{(15,112,241\text{千円}+5,287,643\text{千円}) - (5,941,230\text{千円}+10,537,088\text{千円})}{96,281,582\text{千円} - 10,537,088\text{千円}} \end{aligned}$$

- A 地方債元利償還金（一般会計等の公債費の元利償還額）
- B 準元利償還金（一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源にあてたと認められるもの等）
- C 特定財源（都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等）
- D 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
- E 標準財政規模

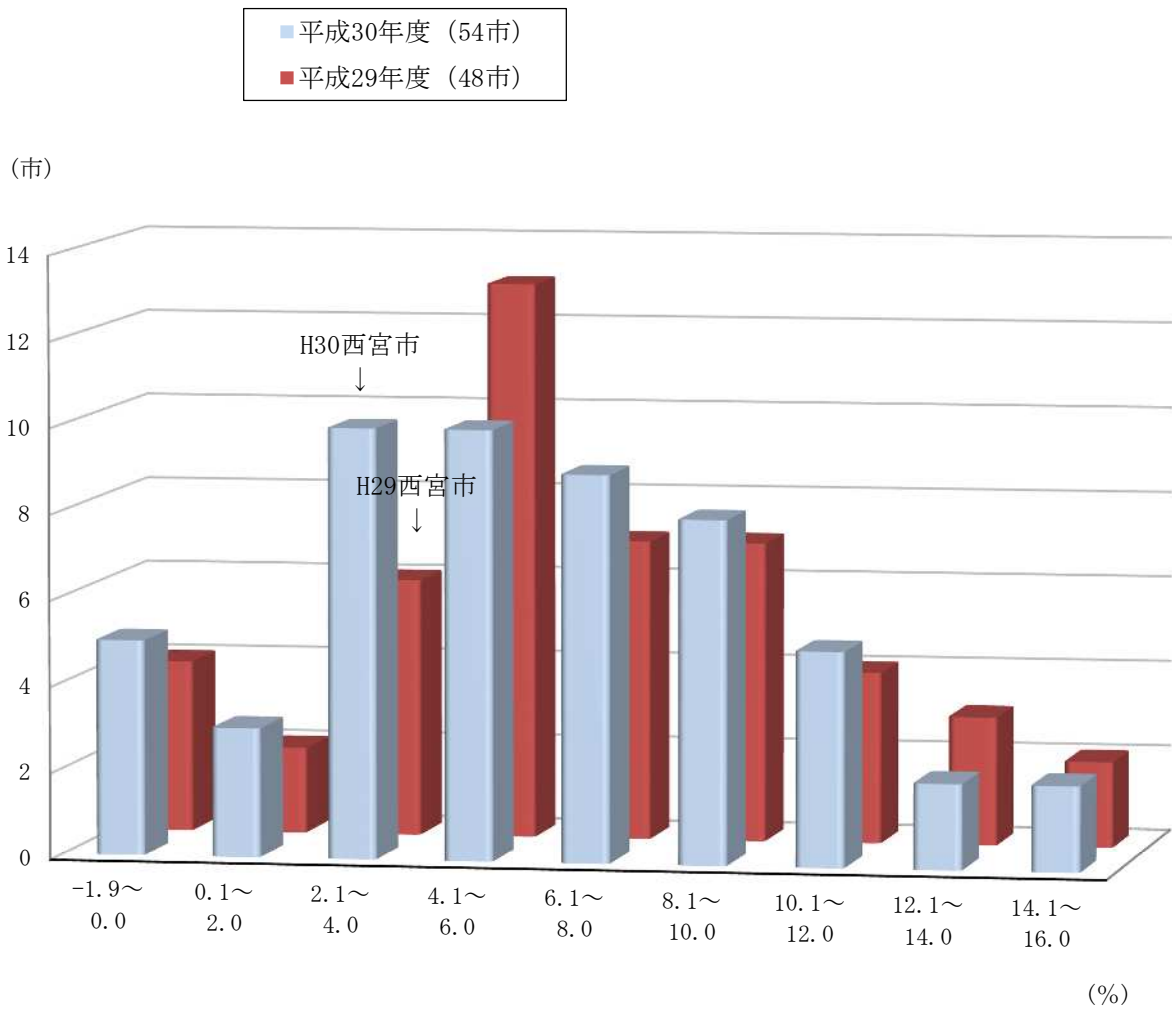
実質公債費比率（3か年平均）の算定に必要な各項目の数値は、次のとおりです。

（単位：千円）

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A 地方債元利償還金	14,812,382	14,829,154	15,112,241
B 準元利償還金	5,249,934	5,361,955	5,287,643
C 特定財源	6,783,999	6,564,104	5,941,230
D 元利償還金及び準元利償還金 に係る基準財政需要額算入額	11,178,120	10,941,128	10,537,088
E 標準財政規模	97,141,547	97,038,384	96,281,582

平成30年度決算においては、中核市の実質公債費比率（3か年平均）の平均値は5.9%でした。本市の実質公債費比率は、平成30年度決算では2.9%で平均値を下回っており、中核市54市の中では低いほうから12番目となっています。

中核市における実質公債費比率の分布状況は、次のとおりです。

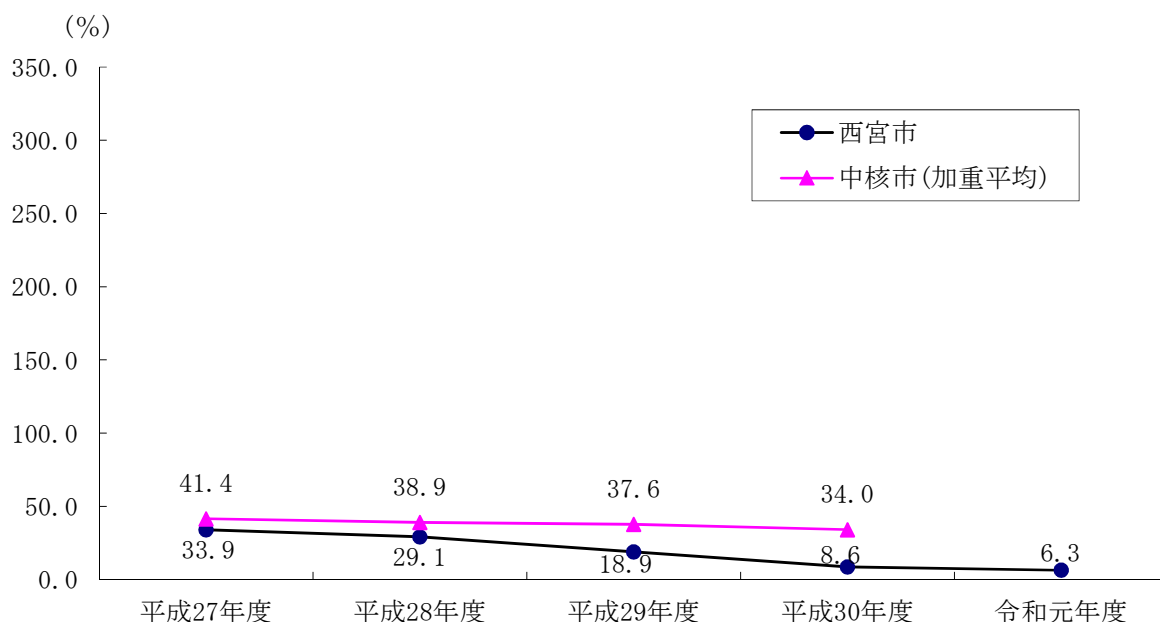


(4) 将来負担比率

(単位：%)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
将来負担比率	18.9	8.6	6.3	350.0	—

将来負担比率



将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

将来負担比率は6.3%と、早期健全化基準(350.0%)を下回っています。なお、ストック指標である将来負担比率では財政再生基準は設定されていません。

将来負担比率の算定式は、次のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率 } 6.3\% &= \frac{A - B}{C - D} \\ &= \frac{200,892,434 \text{ 千円} - 195,482,984 \text{ 千円}}{96,281,582 \text{ 千円} - 10,537,088 \text{ 千円}} \end{aligned}$$

- A 将来負担額
- B 充当可能財源等
- C 標準財政規模
- D 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

将来負担額の算定は、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	平成29年度	平成30年度 (A)	令和元年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)
一般会計等の地方債現在高	143,840,086	142,162,740	137,750,553	△4,412,187
債務負担行為に基づく支出予定額	8,721,582	7,946,031	6,546,706	△1,399,325
公営企業債等繰入見込額	37,291,757	35,807,580	35,062,088	△745,492
組合負担等見込額	310,787	214,719	145,044	△69,675
退職手当負担見込額	22,069,146	21,473,554	21,166,834	△306,720
設立法人の負債額等負担見込額	35,118	27,019	221,209	194,190
連結実質赤字額	0	0	0	0
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	0
計	212,268,476	207,631,643	200,892,434	△6,739,209

地方債の現在高は1,377億5,055万円で、臨時財政対策債644億6,536万円が4割以上を占めています。

債務負担行為に基づく支出予定額は65億4,670万円で、主なものは、北口北東再開発ビル駐車場整備事業11億5,869万円、北口図書館整備事業9億5,905万円、公営住宅建設事業(西宮浜4丁目団地)8億7,777万円、西宮浜中学校新設事業(兵庫県企業庁償還金)7億8,629万円、西宮浜小学校新設事業(兵庫県企業庁償還金)7億3,791万円となっています。

公営企業債等繰入見込額は350億6,208万円で、主なものは、下水道事業会計に対する繰入見込額327億267万円となっています。

退職手当負担見込額は211億6,683万円で、一般会計等が実質的に退職手当を負担する3,238人が、令和元年度末に自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額となっています。

各会計等に係る将来負担額は、次のとおりです。

(単位：千円)

区 分		将来負担額					
		地方債現在高	債務負担行為に基づく支出 予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合負担等 見込額	退職手当負担 見込額	設立法人の 負債額等負 担見込額
一般会計等	一般会計	137,713,170	6,546,706			21,166,834	
	中小企業勤労者福祉共 済事業特別会計						
	公共用地買収事業特別 会計						
	母子父子寡婦福祉資金 貸付事業特別会計	37,383					
一般会計等以外の 特別会計のうち公 営企業に係る特別 会計以外の会計	国民健康保険特別会計						
	農業共済事業特別会計						
	介護保険特別会計						
	後期高齢者医療事業特 別会計						
公 営 企 業 会 計	法適用	水道事業会計		361,247			
		工業用水道事業会計		228			
		下水道事業会計		32,702,671			
		病院事業会計		1,794,420			
	非適用	食肉センター特別会計		203,522			
一部事務組合	阪神水道企業団				119,365		
	丹波少年自然の家				25,679		
	後期高齢者医療広域連 合						
公社	土地開発公社						
その他市が損失補 償している団体等	兵庫県信用保証協会						
	阪神福祉事業団						221,209
	西宮市住宅整備資金等 融資						
計		137,750,553	6,546,706	35,062,088	145,044	21,166,834	221,209

注 退職手当負担見込額は、元年度末退職者を除く全職員(3,471人)のうち、水道事業会計(157人)、工業用水道事業会計(5人)、下水道事業会計(71人)を除いた3,238人が対象

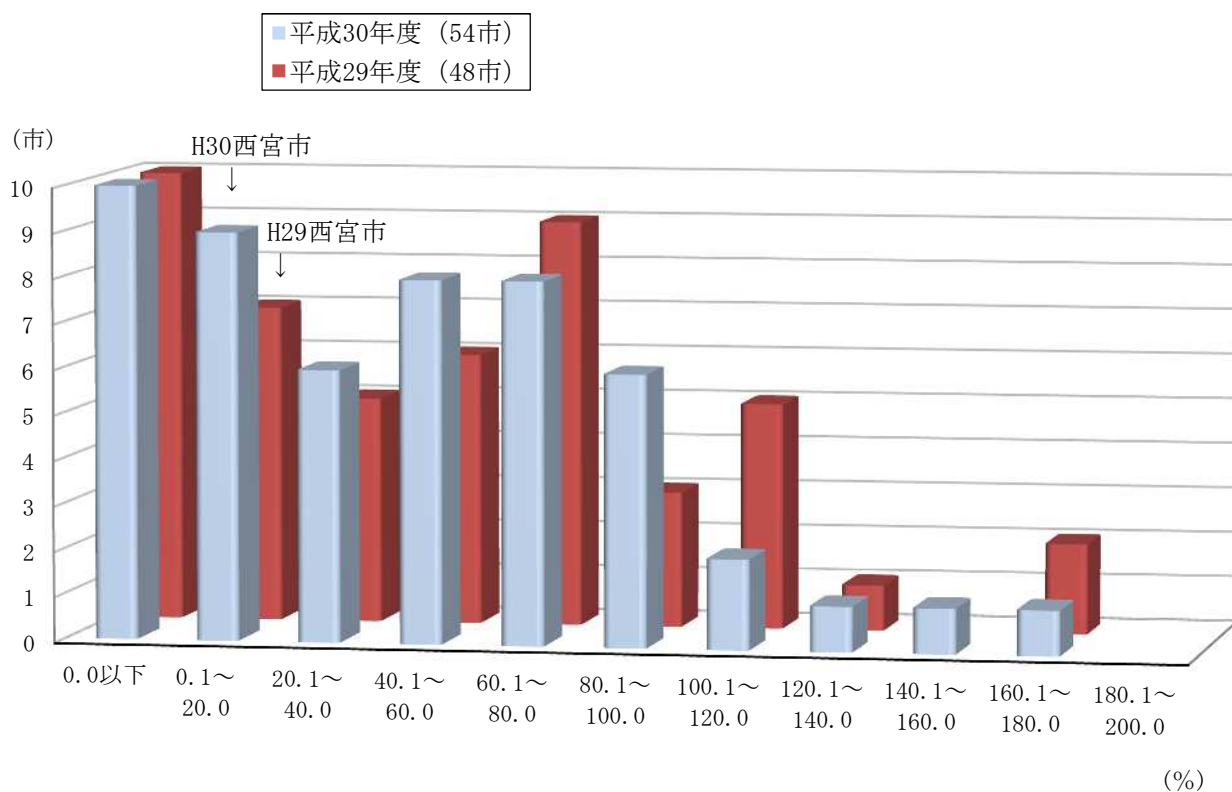
充当可能財源等の算定は、次のとおりです。

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度 (A)	令和元年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)
充当可能基金額	35,174,042	37,632,371	32,777,081	△4,855,290
充当可能特定歳入	39,341,363	42,988,403	45,551,579	2,563,176
うち都市計画税	37,253,499	40,030,974	42,511,377	2,480,403
地方債現在高等に係る基準 財政需要額算入見込額	121,453,973	119,564,651	117,154,324	△2,410,327
計	195,969,378	200,185,425	195,482,984	△4,702,441

平成30年度決算においては、中核市の将来負担比率の平均値は34.0%でした。本市の将来負担比率は、平成30年度決算では8.6%と平均値を下回っており、中核市54市の中では低いほうから17番目となっています。

中核市における将来負担比率の分布状況は、次のとおりです。



3 資金不足比率について

資金不足比率とは、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して、指標化し、経営状況の深刻度を示すもので、この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなることから、公営企業としての経営状況の判断指標として、平成19年度決算から算定されることとなったものです。

この比率が、経営健全化基準(20.0%)を超えると、経営健全化計画を策定しなければならないこととなっています。

令和元年度決算では、病院事業会計において資金不足が生じています。

(1) 地方公営企業法適用会計

(単位：%)

会計名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	20.0
工業用水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	20.0
病院事業会計	8.2	3.8	1.3	20.0

注 資金不足額が生じていない場合は「—」で表示している。

法適用会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりです。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

$$\text{資金不足額} = (\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の企業債残高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}$$

※流動負債及び流動資産は、算定基準による控除額を除いた額

$$\text{事業の規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

区分の説明

ア	①	流動負債	決算における貸借対照表上の流動負債の額
	②	控除企業債等	決算において貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるためのものの額
	③	控除未払金等	貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために翌年度に地方債を起すこととしているものの額
	④	控除額	連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額
イ		算入地方債の現在高	建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の当該年度における残高
ウ	⑤	流動資産	決算における貸借対照表上の流動資産の額
	⑥	控除財源	当該年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、翌年度に繰越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、当該年度に収入された部分に相当する額
	⑦	控除額	連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額
エ		解消可能資金不足額	事業の性質上、事業の開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額 資金不足が生じていないときは算定不要
オ		営業収益の額	決算における営業収益の額
カ		受託工事収益の額	決算における受託工事収益の額

資金不足比率の算定は、次のとおりです。

水道事業会計

(単位：千円・%)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A 資金の不足額 (ア+イ)-(ウ+エ)	△3,280,497	△4,071,991	△4,520,706
△は資金剰余			
ア 流動負債 ①-②-③-④	1,741,362	1,772,005	1,738,487
① 流動負債	2,900,106	2,926,598	2,921,031
② 控除企業債等	1,158,242	1,154,593	1,182,544
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額	502	0	0
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 ⑤-⑥-⑦	5,021,859	5,843,996	6,259,193
⑤ 流動資産	5,021,859	5,843,996	6,259,193
⑥ 控除財源	0	0	0
⑦ 控除額	0	0	0
エ 解消可能資金不足額	0	0	0
B 事業の規模 (オ+カ)	9,365,619	9,251,242	9,181,908
オ 営業収益の額	9,379,786	9,255,669	9,186,918
カ 受託工事収益の額	14,167	4,427	5,010
資金不足比率 A/B×100	△35.0	△44.0	△49.2
資金不足額がない場合「△」表示			

工業用水道事業会計

(単位：千円・%)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A 資金の不足額 (ア+イ)-(ウ+エ)	△2,718,750	△2,817,973	△2,945,599
△は資金剰余			
ア 流動負債 ①-②-③-④	61,830	72,493	62,276
① 流動負債	80,643	90,699	75,902
② 控除企業債等	18,813	18,206	13,626
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額	0	0	0
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 ⑤-⑥-⑦	2,780,580	2,890,466	3,007,875
⑤ 流動資産	2,780,580	2,890,466	3,007,875
⑥ 控除財源	0	0	0
⑦ 控除額	0	0	0
エ 解消可能資金不足額	0	0	0
B 事業の規模 (オ+カ)	427,279	432,030	429,186
オ 営業収益の額	427,279	432,030	429,186
カ 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率 A/B×100	△636.3	△652.3	△686.3
資金不足額がない場合「△」表示			

下水道事業会計

(単位：千円・%)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A 資金の不足額 (ア+イ)-(ウ+エ)			
△は資金剰余	△1,403,120	△1,540,270	△2,239,337
ア 流動負債 ①-②-③-④	4,108,922	4,786,557	4,156,948
① 流動負債	10,126,323	10,161,262	9,507,909
② 控除企業債等	6,017,401	5,374,705	5,350,961
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額	0	0	0
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 ⑤-⑥-⑦	5,512,042	6,326,827	6,396,285
⑤ 流動資産	5,512,042	6,326,827	6,396,285
⑥ 控除財源	0	0	0
⑦ 控除額	0	0	0
エ 解消可能資金不足額	0	0	0
B 事業の規模 (オ-カ)	7,833,415	7,846,590	7,791,186
オ 営業収益の額	7,866,908	7,880,073	7,824,830
カ 受託工事収益の額	33,493	33,483	33,644
資金不足比率 A/B×100			
資金不足額がない場合「△」表示	△17.9	△19.6	△28.7

病院事業会計

(単位：千円・%)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A 資金の不足額 (ア+イ)-(ウ+エ)			
△は資金剰余	379,403	174,720	61,695
ア 流動負債 ①-②-③-④	1,076,152	937,805	939,365
① 流動負債	1,792,678	1,823,892	1,686,871
② 控除企業債等	716,526	886,087	747,506
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額	0	0	0
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 ⑤-⑥-⑦	694,321	761,035	874,560
⑤ 流動資産	694,321	761,035	874,560
⑥ 控除財源	0	0	0
⑦ 控除額	0	0	0
エ 解消可能資金不足額	2,428	2,050	3,110
B 事業の規模 (オ-カ)	4,605,972	4,581,790	4,492,363
オ 営業収益の額	4,605,972	4,581,790	4,492,363
カ 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率 A/B×100			
資金不足額がない場合「△」表示	8.2	3.8	1.3

(2) 地方公営企業法非適用会計

(単位：%)

会計名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	経営健全化基準
食肉センター特別会計	—	—	—	20.0

注 資金不足額が生じていない場合は「—」で表示している。

法非適用会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりです。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

$$\text{事業の規模} = \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}$$

資金不足比率の算定は、次のとおりです。

食肉センター特別会計

(単位：千円・%)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A 資金の不足額 ①-②+③ △は資金剰余額	△4,951	△4,946	0
歳出 ①	315,760	364,102	414,800
歳入 ②	320,711	369,048	414,800
翌年度に繰り越すべき財源 ③	0	0	0
B 事業の規模	125,091	116,088	119,334
資金不足比率 A/B×100 資金不足額がない場合「△」表示	△4.0	△4.3	△0.0

